令和2年4月

保護者各位

感染症による出席停止について

那覇市立泊小学校

医師の診察により下表の疾病と診断された場合は、学校保健安全法により、他の生徒に感染させるおそれがなくなるまで出席停止となります。（欠席にはなりません）
症状が治まり、医師から登校の許可が出ましたら、この用紙に証明していただき、学校へ提出してください。

		病　名
学校において予防すべき感染症	第1種	新型コロナウイルス感染症、エボラ出血熱、ラッサ熱、特定鳥インフルエンザ、ジフテリア、ポリオ他
	第2種	百日咳、麻しん（はしか）、風しん（三日はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘、咽頭結膜熱（プール熱）、髄膜炎菌性髄膜炎、結核、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）（注1）
	第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、その他の感染症

注1　ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞに関しては、別の「ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ経過報告書」に記載してください。
注2　各疾患の登校の目安に関しては、裏面参照のこと
注3　この書式は平成30年度より使用

登校許可証明書

年　　組

児童・生徒　氏名

病名　　診断年月日　令和　　年　　月　　日

上記の病気は、他の児童・生徒にうつるおそれがないと認められますので、

月　　日　　より登校してもさしつかえないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医師名

下記の出席停止期間の基準は、文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」（平成25年3月）より抜粋し、令和2年2月より新型コロナウイルス感染症を追記。

注2	病　名	出席停止期間の基準
第一種	新型コロナウイルス感染症、エボラ出血熱、ラッサ熱、、特定鳥インフルエンザ、ジフテリア、ポリオ他	治癒するまで
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療法が終了するまで
	麻しん（はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで （注4）
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで（抗結核薬の予防投薬は出席停止に該当しない）
	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	コレラ	
	腸チフス	
	細菌性赤痢	
	パラチフス	
	＊その他の感染症 （感染性胃腸炎、マイコプラズマ等）	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、 全身状態が良くなるまで （注4）

注4 「全身状態が良好になる」とは、支障なく学校生活が送れる状態と考える。

＊その他の感染症

必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。

各地域、学校の発生・流行の状況等を考慮のうえで判断されるため、出席停止になる場合とならない場合があります。

主治医の指示がある期間は自宅で安静・療養し、本人の全身状態がよくなってから登校させてください。

那覇市教育委員会、那覇市医師会と協議済み